

おかばひろばまつり～第3回おかばエキマエワークショップ～ キッチンカー出店者募集要項

神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸」をスタートしており、岡場駅もその対象駅の1つとして位置付けられています。

岡場駅前広場を北神地域の「顔」として、駅利用者や来訪者から親しまれる空間となることを目指して検討を進めており、2023年には、「生まれる変わる駅前広場をどう使い、どう過ごしたいか」や「広場デザイン」について模型やイメージ図をもとに地域のみなさまと意見交換を行ってきました。

この度、「第3回おかばエキマエワークショップ」として、岡場駅前広場が生まれる事で出来ることをみんなで体感する「おかばひろばまつり」を開催します。

広場を活用し気軽に人が集まり、来場者の皆さんに楽しんでもらえるよう、「おかばひろばまつり」を盛り上げてくれるキッチンカーの出店者を募集します。

【おかばひろばまつりの目的】

- ①地域主体でイベントを実施していくための実践的練習
- ②広場の管理運営や利活用の担い手となるプレーヤーの発掘
- ③岡場駅前広場が生まれる事で出来ることをみんなで体感する

1. おかばひろばまつりの概要

日 程：2024年6月2日（日） 少雨決行 ※荒天の場合は6/8（土）に延期

時 間：11時～21時 ①昼の部/11時～17時 ②夜の部/18時～21時

場 所：岡場駅西側の道路（当日は通行止め）

開催内容：将来の岡場駅前広場を体験する4つのゾーンを設営しイベントを開催

- ①イベントゾーン | 地域の活動団体による音楽やダンス等の発表を行う。
- ②休憩ゾーン | 再整備後の芝生広場を想定した体験ができるゾーン
- ③キッチンカーゾーン | 地域のプレーヤーを中心とした出店
- ④物販・ワークショップ・地域ブース | 地域のプレーヤーを中心とした出店

主 催：神戸市建設局駅前魅力創造課

2. 出店者募集の概要

(1) 出店日時

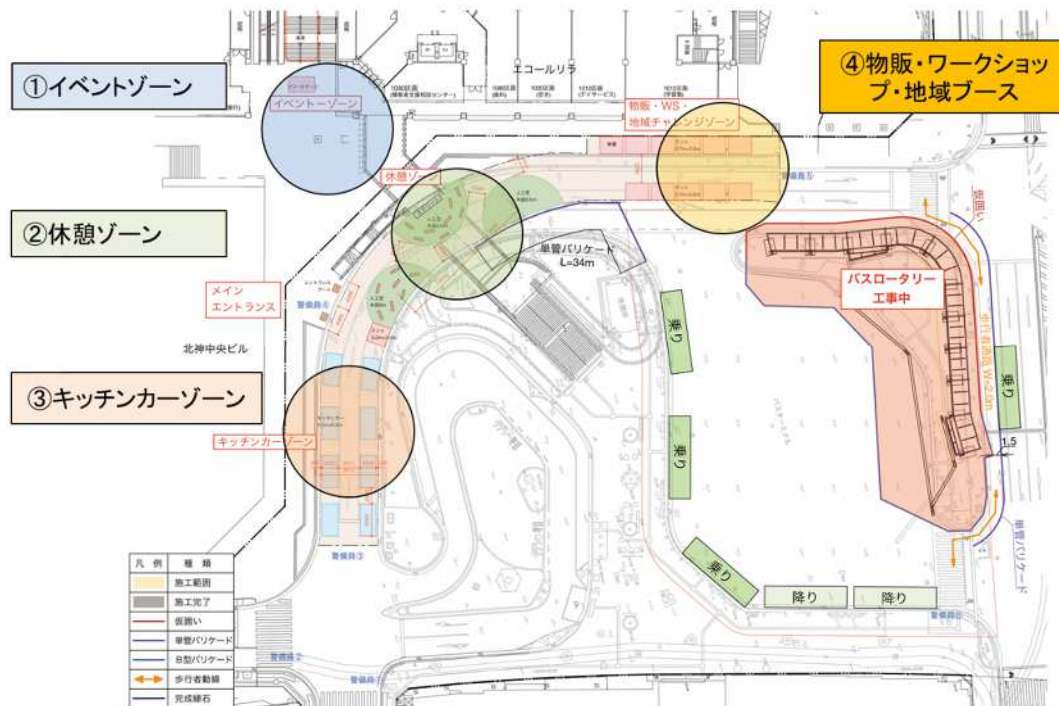
昼の部：2024年6月2日（日）11:00～17:00

夜の部：2024年6月2日（日）18:00～21:00

少雨決行。荒天の場合は6/8（土）に延期

(2) 出店場所・区画

キッチンカーでの出店を条件として、全長5m以内×車幅2m以内を1区画として、合計8区画を募集します。



(3) 出店料及び営業補償

- ・ワークショップの一環であるため、出店料はございません。
- ・会場レイアウトの変更や雨天による延期、中止、また電源容量オーバーによる停電など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また営業物品その他の買取なども一切行いません。
- ・禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合もしくは出店内容届出書に記載された内容と異なる営業をした場合は、即時退店・閉店を要求します。その場合も出店に係った費用の負担は致しません。また出店に関する損害も補償しません。

(4) 出店内容

- ・下記に該当するものは販売できません。
 - 加熱食品ではないもの、その他食品衛生に関して、東部衛生監視事務所から販売が適切でないと判断されたもの。
 - 主催者が適切でないと判断したもの。

3. 応募方法

(1) 受付期間

2024年4月8日(月) 13:00～4月15日(月) 17:00 【必着】

(2) 申込方法

下記の申請書類をメールもしくは郵送にて提出してください。

【申請書類】

- ・ 出店申込申請書様式（様式－１）

【送付先】

神戸市建設局駅前魅力創造課

メールアドレス：ekimae_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

郵送：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1（神戸市役所 4 号館 7 階）

(3) 出店者資格

- ①キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ②神戸市内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ④食品賠償保険等に加入している者
- ⑤保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑥神戸市、西宮市山口町、三田市在住で公的な身分証明書において記載の在住が確認できるもの。

また、下記に該当する方は申込をお断りしています。申込み後、出店確定後にわかった場合は、当日も含めて出店資格を取り消しますので予めご了承ください。また、出店取り消しにより発生した損害などは、いかなる理由があっても負担することはできません。

- 暴力団関係者、もしくはその関係者に対して利益の供与を行うもの
- 政治的行為、布教活動等を行うもの
- 過去に同種のイベント等において、公序良俗に反する行為等を行ったものや、イベント実施者が定める注意事項を守らなかった方。また、それを理由に、参加を拒否されたことがあるもの。

(4) 出店者の決定

- ・応募多数の場合は、①神戸市北区役所管内の事業者、②西宮市山口町及び三田市の事業者を優先して、主催者が申請書類等を精査のうえ決定します。
- ・主催者による選定結果は、2024年4月30日（月）までに対象の方にご連絡します。

(5) 出店決定後の手続き

- 出店決定後にメールでお送りする必要書類に必要な事項を記入のうえ期日までに事務局までお送りください。
- 書類の提出期日：2024年5月15日（水）17：00 ※必着

【提出が必要な書類】

出店申請書

本人確認書

誓約書

営業許可証 一式 の写し

(車両をリース契約している者は)リース契約書一式の写し

食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し

食品賠償保険等の証明書 の写し

車検証の写し 1 部

※明らかに出店申込申請書の情報と異なる場合は出店資格を取り消す場合があります。

※期日までに提出が確認できない場合は出店意思がないものとし出店資格を取り消します。

(6) 暴力団排除について

- ・神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。
- ・主催者指定の誓約書を、申込書と同時に提出すること。
- ・主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに主催者並びに警察に届け出ること。

4. 出店ガイドライン

(1) 搬入出について

【搬入時間】

●昼の部の出店者：2024 年 6 月 2 日（日） 8:45 ～ 9:45

●夜の部のみの出店者：2024 年 6 月 2 日（日） 17:30 ～ 17:45

【搬出時間】

●昼の部のみの出店者：2024 年 6 月 2 日（日） 17:00 ～ 17:30

●夜の部のみの出店者：2024 年 6 月 2 日（日） 21:00 ～ 22:00

※上記時間帯以外の搬入、搬出はできません。

(2) 電気・給排水等について

- ・電気、給排水等、販売に必要な機材は事業者にて確保してください。

(3) 火気器具の使用について

- ・ガスコンロ等を使用する場合は、業務用消火器(ABC10 型以上)を必ず設置すること。
- ・ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。
- ・プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは 2m 以上離

して管理すること。

- ・カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2 台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。
- ・使用する機器は、防火防災材を使用すること。
 - ※液体燃料を使う器具。燃料がガソリン、灯油等のガスコンロ、フライヤー等の調理器具、ストーブ等。
 - ※気体燃料を使う器具。燃料がプロパンガス等のガスコンロ、フライヤー等の調理器具、ストーブ等。
 - ※固体燃料を使う器具。燃料が薪・木炭・練炭などの七輪、焼き鳥焼き器、バーベキューコンロ、火鉢等。
 - ※電熱を使う器具。電熱を利用する電気コンロ、電磁誘導加熱調理器(IH 調理器)、電子レンジ、オーブントースター、ホットプレート、クレープ焼き器、フライヤー、たこ焼き器、綿菓子製造器、ポップコーン製造器等。

(4) 食品の取扱いについて

- ・食品を取り扱う前には、必ずせっけんと消毒液で手を洗ってください。消毒用ペーパータオルは各店で必ず用意してください。
 - ・用便後は、必ず十分に手を洗ってください。
 - ・提供する食品は必ず十分な加熱を行って調理してください。
 - ・下痢など体調の悪い人は、調理をしないようにしてください。
 - ・食品を取り扱う人と、お金を扱う人は区別してください。区別できない場合は、お金を扱った後は必ず手を消毒してください。
 - ・それぞれの食品・原材料に応じた保管をしてください。
 - ・販売時に消費者へ、食品は持ち帰らずその場で喫食するよう注意を促してください。
 - ・仕込みや調理は当日行ってください。仕込みは、営業許可を受けた施設や調理室など、食品を衛生的に扱える場所で行ってください。
 - ・万が一事故が起きた際のために、当日販売したものを検査用に 2 週間冷凍保存してください。
 - ・兵庫県食品衛生法基準条例に準じて、下記の設備を設けてください。
 - 流水式の手洗い設備（コック付きポリタンク）
 - 温度計を備えた冷蔵設備
 - 手指の消毒設備
 - 不浸透性材料で作られた廃棄物容器（蓋付き）
- ※なお、衛生面から本イベントでは下記商品の調理・販売を禁止します。
- きゅうりの一本漬け等漬物の販売（市販品の小分けトッピング可）
 - おにぎりの調理（市販の包装済品の販売に限り可。保管温度に注意すること。）
 - 生野菜および生果物の販売と調理への使用（缶詰の果物を切らずに使用・トッピング）

ングもしくはプレカットの市販品をそのまま盛り付ける場合は可)

■ローストビーフ（未加熱品）を使用したメニュー、「ローストビーフ」の名を使用したメニュー（直前に十分な加熱調理が施される焼肉等は可）

■その他、提供直前に加熱がされないもの（生果汁以外の飲料およびかき氷・製造済みアイスクリームの販売は可）

※詳細は以下ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99427/business/todokede/hokenfukushikyoku/license/h037.html>

※食品についての取扱いは下記にお問い合わせください。

生活衛生ダイヤル 電話：078-771-7497（平日 8:45～17:30）

(5) 禁止事項

- ・周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とします。
- ・拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とします。
- ・会場内は、全て禁煙とします。
- ・照明等の電気は主催者が一括供給するため、発電機の持込・設置は禁止とします。
- ・当選した出店権利を第三者に貸与、転売及び譲渡することはできません。
- ・会場近隣の商業施設等への駐車はできません。

(8) 衛生・原状回復について

- ・出店により発生したゴミは自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること。
- ・道路内の植栽・排水溝にゴミ等の廃棄をしないこと。
- ・出店者は、周辺施設を汚さぬよう十分に注意し、出店エリア周辺に汚れが生じないよう段ボールなどによる養生を必ず行うこと。
- ・営業終了後、会場の清掃について協力すること。
- ・出店に必要な機材、造作等全て出店者負担とし、まつり終了後は原状回復すること。

(9) 出店者の責任・補償

- ・出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
- ・万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、主催者の指示に従うこと。
また、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- ・主催者、保健所、警察、消防などより指導があった場合は、それに従うこと。
- ・出店商品などの管理、保護については主店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損害・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しない。
- ・キッチンカーの破損、紛失等について、当事業所は一切責任を負わない。
- ・対人・対物の事故等について当事業所は一切責任を負わない。
- ・キッチンカーに待機列が出来た場合は、出店者の責任において動線を確認すること。
また、予め待機列が想定される場合は、従事者数を増やすなどにより対応すること。

5. 問合せ先

【4.出店ガイドラインに関する問合せ先】

おかばひろばまつり事務局：担当 藤井

メールアドレス：fujii@d-wa.co.jp

TEL：090-6974-3876

【その他の問合せ】

神戸市建設局駅前魅力創造課 担当：辻・岸本

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1（神戸市役所 4 号館 7 階）

メールアドレス：ekimae_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

TEL：078-322-6980